

静岡県企業局管理規程第 1 号

静岡県企業局会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成29年 3 月31日

静岡県公営企業管理者
企業局長 望月 誠

静岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

静岡県企業局会計規程（昭和42年事業部管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「（現金を除く。）」の次に「及び材料」を加える。

第137条から第149条の 2 までの規定中「事業課長」を「地域整備課長」に改める。

第173条第 4 項第 1 号中「（旅費に相当する部分に限る。）」及び「（自動車重量税に限る。）」を削り、同項第 3 号中「車両運搬具の」の次に「購入若しくは」を加える。

様式第69号中

「

| |
|--------------------------------------|
| 摘 要 |
| 上記の物品を受領しました。 年 月 日 出納印職氏名 (印) |

を

」

「

| |
|-----|
| 摘 要 |
| |

に

」

改める。

附 則

この管理規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。